

教育の充実について

令和7年8月26日
中四国サミット

教育の充実について

将来の予測が困難な時代において、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を実現させるためには、一人一人の生産性の向上と多様な人材の社会参画を促進するとともに、新たなイノベーションにつながる取組の推進が不可欠であり、「人への投資」を通じて、社会の持続的な発展を生み出す人材を育成する必要がある。

現在の教育現場においては、いじめや不登校、「特別な配慮を必要とする」外国人児童生徒等の増加への対応など、様々な課題が複雑化かつ困難化している状況にある。また、学習指導要領の求める資質・能力などを子どもたちに身に付けさせようと教員が懸命に授業を行っているが、実社会の日常生活で必要となる基礎的な学力が子どもたちに十分身に付いていない可能性がある。

さらに、家庭の環境や経済状況に関わらず、すべての子どもが希望する教育を受けられるよう、機会を保障していくことが重要である。

このような中、一人一人の子どもたちが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、教育の充実を図っていくため、次の事項について強く要請する。

- 1 義務教育においては、教員が児童生徒に基礎的・基本的な知識及び技能等を確実に身に付けさせるために、児童生徒に対応する時間を十分確保し、子どもたちに対してより良い教育を行い、教師自身の志気を高めていくことが必要であるが、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」（令和6年12月25日付け中央教育審議会への諮問）では、令和6年11月25日の全国知事会議で文部科学大臣が表明された「基礎学力に課題を抱える児童生徒が相当数存在すること」への課題認識、具体的な方策の検討が含まれていない。よって、義務教育段階では基礎学力の育成を最優先とすることを、速やかに諮問内容へ追加すること。
- 2 令和3年4月1日付けで義務教育標準法が改正され、小学校については、令和3年度から5年をかけた学年進行で35人以下学級を実現するための教職員定数が改善されたが、35人以下学級の実現後も、様々な教育課題に対応する加配定数が維持・拡充されるよう定数措置を行うこと。併せて、空き教室の活用等に必要な改修や設備・備品について財政支援を行うこと。

- 3 帰国・外国人児童生徒等、日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援の推進にあたっては、教員・支援員等の人材確保や日本語指導体制の整備、保護者への支援など、多岐にわたる取組が必要である一方、財政的負担が大きく、各自治体においては十分な対応が困難な状況にある。こうした実情を踏まえ、自治体の要望額に見合った十分な財政支援を行うこと。
- 4 小学校・中学校における不登校児童生徒が増加する中、不登校支援の充実が図れるよう、校内教育支援センター支援員については、補助年限に上限を設けず、また、支援員を必要とする学校全てに配置が可能となるよう十分な財政措置を講ずること。
- 5 次代を担うすべての子どもたちが、生まれ育った環境によって左右されることなく、健やかに育ち、夢や希望、高い倫理観や豊かな人間性を持ち、意欲にあふれ自立した若者へと成長し、誰もが充実した生活を送ることができるようにするため、生活困窮家庭やひとり親の子どもに対する適切な学習支援など放課後等における学習の場の充実や地域と学校との連携・協働の強化を図ること。
また、高等学校の再編統合等が進む中において、子どもたちが個人の能力・適性等に対応した高等学校を選択できるよう、遠距離通学する生徒に対して支援を行うこと。
- 6 子どもの健やかな成長のため、豊かな体験の機会を確保できるよう、青少年の交流や自然体験活動の広域的な拠点施設である国立青少年教育施設は、国の責務として経営基盤の強化を図り国営で存続すること。
また、一時的な雇止めは、施設で働く従業員の雇用が不安定となり離職を招きかねず、人手の確保が難しくなることで施設の閉館につながりかねないことから、一時休館中も雇用を継続すること。
- 7 子育て世帯の経済的な負担軽減のため、児童手当などの金銭給付の拡充はもとより、多額の費用を要する私立学校や塾通いが前提となっているような大学入試制度の見直し、金銭的負担が少ない公教育を充実させる取組を進めること。また、地方における高等教育の機会確保のため、国立大学の授業料について、進学希望者が進学を諦めなければならないような値上げは行わないこと。
- 8 子どもたちが、SNSによる犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」の募集広告）を通じた犯罪への加担や、オンラインカジノの利用、また、生

成A I 等を利用した実在する児童の性的画像の作成・流布などの事案に巻き込まれることを未然に防ぎ、子どもたちを被害者にも加害者にもさせないため、最適な対策について省庁横断的に検討し、実効的な対策を講ずること。

令和7年8月26日

中四国サミット

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
島	根	県	知	事	丸	山	達	也
岡	山	県	知	事	伊	原	隆	太
広	島	県	知	事	湯	崎	英	彦
山	口	県	知	事	村	岡	嗣	政
徳	島	県	知	事	後	藤	正	純
香	川	県	知	事	池	田	豊	人
愛	媛	県	知	事	中	村	時	広
高	知	県	知	事	濱	田	省	司
(一社)中国経済連合会会長					芦	谷		茂
四国経済連合会会長					長	井	啓	介